

令和2年度上峰町会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、令和2年4月の地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2第1項の規定により設けられる非常勤職員です。

この制度の導入に伴い、これまでの常勤職員の補助として勤務していただいていた嘱託員や臨時職員のうち、一定の職種について、令和2年度から新たに「会計年度任用職員」として募集します。

1. 応募に関すること

1-1 募集職種

保健師

1-2 応募方法

上峰町が指定する「上峰町会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し写真貼付のうえ、健康福祉課に持参または郵送してください。

また、資格が必要な職種は、あわせて資格証の写しを提出してください。

なお、提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

1-3 申込書のダウンロード

申込書は、上峰町ホームページからダウンロードできます。印刷してご利用ください。

2. 選考に関すること

2-1. 選考方法

書類選考ならびに面接により選考します。健康福祉課から直接連絡します。

2-2. 応募条件

応募にあたって年齢制限はありません。

ただし、次に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・上峰町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2-3. 採用までの流れ

選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として取り扱われます。

ただし、令和 2 年度予算の成立状況等によっては、採用されない場合があります。

3.勤務条件

主な勤務条件は次のとおりです。

3-1. 任用期間

令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合には、再度任用されることもあります。

3-2. 報酬額(給与)

経歴による加算があります。(上限 1,255 円)

給与改定や最低賃金の改定により報酬額が変わる場合があります。

3-3. 労働保険

労働者災害補償保険法または市町村非常勤職員の公務災害補償が適用となります。

3-4. 社会保険

社会保険(健康保険)が適用になります。(一部職種を除きます)

3-5. 雇用保険

雇用保険が適用になります。(一部職種を除きます)

3-6. 通勤費

距離および通勤回数に応じて支給します。

3-7. 期末手当

週 15 時間 30 分以上の勤務かつ任期が 6 か月以上の場合に該当します。

6月と12月に支給します。

3-8. 年次休暇

週の勤務日数や年間の勤務日数に応じた有給の年次休暇が付与されます。

3-9. 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

3-10. 時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

4. 申込先

健康福祉課

なお、勤務条件や業務に関する詳しい内容は、健康福祉課まで直接お問い合わせください。

連絡先 0952-52-7413